

第三号議案 いずみ会規約改正の件

1. 改正案

下記の規約部分に下線部の文章を追加する。

第4章 評議員会

(種類及び開催)

第10条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。開催方法については理事会で決定する。

- 2 定時評議員会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員20名以上から招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第4項第3号の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

附則

本規約は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

2. 改正理由

昨年度初めて評議員会を新型コロナ感染防止の観点から会議として開催する事ができなかった。急遽、評議員会を書面審議により行ったが、その開催方法変更の旨が規約に定められていなかったため。